

公立大学法人金沢美術工芸大学
「弁当・パン等」販売事業者 公募要領

公立大学法人金沢美術工芸大学は、令和7年10月1日より「弁当・パン等」の販売事業者を募集する。

1. 所在及び名称

(1) 場所 金沢市小立野2丁目40番1号

(2) 建物 講義棟1階 売店横

位置図【別紙1】

2. 業務委託内容及び条件等

「業務委託仕様書」【別紙2】

3. 応募資格

【別紙2】業務委託仕様書記載事項を実施できる能力と実績を有し、安定した業務運営が可能な事業者であって、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(2) 令和2年4月1日から応募日まで、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けていないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。

(4) 成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ 上記イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

- (6) 飲食店事業運営の経験を有すること。
- (7) 弁当販売に必要な資格等を有する者であること。

4. 業務委託期間等

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

ただし、期間満了日の1ヶ月前までに、いずれかの当事者から相手方に対して、書面で契約を終了する旨の通知がない限り、本契約は同一条件で1年間自動的に更新されるものとする。その翌年も同様とし、最大で令和10年9月30日までを委託期間とする。

5. 参加申請書の提出等

(1) 申請書類

- ① 公立大学法人金沢美術工芸大学「弁当・パン等」販売事業者申込書【別紙3】
- ② 企画提案書【別紙4】
- ③ その他、実績など参考となる説明資料（任意、A4用紙で20ページ以内）

(2) 申請方法

- ① 申請書類受付期間 令和7年7月30日（水）から令和7年8月15日（金）正午まで

- ② 提出先

〒920-8656 金沢市小立野2丁目40番1号

公立大学法人金沢美術工芸大学事務局 総務係

- ③ 提出方法

申請書類受付期間内に次の要領で提出すること。

- 1) 郵送による場合 指定の期日必着すること。なお、郵便事情による未着、遅延の責は負わないので注意すること。
- 2) 持参による提出 土日祝を除く午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く）。
- 3) 上記紙媒体申請書類の提出とは別に、申請書類の電子データ（PDF ファイル）も併せて、以下「10. 問い合わせ先」記載メールアドレス宛てに送信すること。

- ④ 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。又、今回の目的以外に利用することはない。

6. 選考方法等

- (1) 本学に提出された企画提案書を元に、本学が出店事業者の選定及び出店調整を行う。

令和7年8月29日までに応募のあった全業者あてに選定結果を通知する。なお、電話などでの問い合わせには応じない。また、選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

- (2) 次の場合には出店を取り消す。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ② 正当な理由なくして、契約の手続きに応じなかったとき。
- ③ 資金事情の変化等により企画提案した事業の運営が履行できないと本学が判断したとき。

- ④ 著しく社会的信用を損なうこと等により、委託業者としてふさわしくないと本学が判断したとき。

7. 質問等の受付

質問等は、質問票（エクセルデータ）【別紙5】により令和7年8月8日（金）17時までに、以下の問い合わせ先までメールで行うこと。なお、質問の回答については、本学ホームページにて公開回答する予定である。

8. 現地確認

現地確認を希望する場合は、令和7年8月4日（月）までに、下記の問い合わせ先までメールかFAXにて連絡すること。その際、「業者名」「氏名」「電話番号」「FAX 番号かメールアドレス」を明記すること。現地確認実施日等は本学が改めて指定する。

9. その他

本公募への応募に関する一切の費用（資料等の作成及び交通費等の経費）は、事業者側の負担とし、本学からは一切の経費負担は行わない。

10. 問い合わせ先

〒920-8656 金沢市小立野2丁目40番1号
公立大学法人金沢美術工芸大学事務局 総務係
（担当：酒井、大野）
電話 076-262-3531
FAX 076-262-6594
メール admin@kanazawa-bidai.ac.jp